

○新温泉町公共工事前金払取扱要綱

平成26年3月28日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく公共工事等（以下「工事等」という。）の前金払について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び率)

第2条 前金払の対象となる工事等及び率については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内とする。

- (1) 土木建築に関する工事で契約金額が1件500万円以上のもの 当該契約金額の4割
- (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で契約金額が1件500万円以上のもの 当該契約金額の3割

2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要があると認める工事等については、前金払の対象とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、資金事情その他やむを得ない理由があるときは、前金払を行わないこと又は前払金の額を減額することができるものとする。

(前払金の端数整理)

第3条 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(債務負担行為等による契約における前金払の特則)

第4条 債務負担行為等により、工事等の工期が複数年度にわたるときは、第2条中「当該契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、当該年度に翌年度以降分の前払金を加算して前金払をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前年度末における出来高部分に対する契約金額相当額が前年度までの出来高予定額に達しない場合は、その額が前年度までの出来高予定額に達するまで当該年度の前金払は行わないものとする。

(前金払の通知)

第5条 第2条に規定する前金払の対象となる工事等については、前金払に関する事項を入札公告、入札通知書その他これらに類するものに記載して通知するものとする。

(前金払の請求)

第6条 前金払を受けようとする者は、契約締結の日から30日以内に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に前払金の保証に関する契約を締結した保証証書（以下「保証証書」という。）及びその写しを請求書に添付し、当該契約所管課長に提出しなければならない。

2 前金払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」とい

う。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前金払を受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(前払金の支払)

第7条 前払金は、前条に規定する請求書を受領した日から起算して14日以内に支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

2 前払金の支払は、前払金を受けようとする者が指定する預託金融機関（保証事業会社が預金の使途に関する監査業務を委託した金融機関をいう。）の前払金の専用口座に、口座振替の方法により行うものとする。

(支出命令書に添付すべき書類)

第8条 前金払に係る支出命令書には、前金払であることを表示し、第6条第1項に規定する請求書及び保証証書の原本（同条第2項に規定する措置を講じた場合にあっては、保証証書に記載すべき事項を記載した書面）を添付するものとする。

(前払金の変更等)

第9条 契約内容の変更により契約金額を増額した場合において、前金払を受けた者は、第2条第1項第1号にあってはその増額後の契約金額の10分の4、同項第2号にあってはその増額後の契約金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第6条及び第7条の規定を準用する。

2 前項の規定により支払を請求された場合には、あらかじめ、保証契約を変更させ、変更後の保証証書を提出させなければならない。

3 契約内容の変更により契約金額を減額した場合において、前金払を受けた者は、既に受けた前払金の額が減額後の契約金額の10分の5を超えるときは、当該契約の変更に係る契約の締結の日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

4 前項の場合において、前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときの前払金の返還額は、町長が前払金を受けた者と協議して定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、前払金を受けた者に通知する。

5 前2項の規定により前払金を返還させたときは、前払金を受けた者に保証証書を変更させ、変更後の保証証書を提出させなければならない。

6 前払金を受けた者が第3項及び第4項の規定による超過額の返還をしないときは、当該返還しない額について、その日数に応じ、遅延利息を請求することができる。

7 前払金の変更を伴わない工期を変更した場合において、前金払を受けた者はその旨を保証事業会社に直ちに通知しなければならない。

(前払金の調査)

第10条 町長は、前払金の使途について必要があると認められるときは、その状況を調査し、又は前払金を受けた者から報告を求めることができる。

(前払金の返還)

第11条 前払金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(2) 当該工事等の契約を解除したとき。

(中間前金払)

第12条 第2条第1項第1号に規定する工事のうち、第7条の規定による前金払を行った工事で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、既にした前金払に追加して、契約金額の2割を超えない範囲で前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。ただし、前払金と中間前払金の額の合計額が契約金額の6割を超えない範囲内とする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、資金事情その他やむを得ない理由があるときは、中間前金払を行わないこと又は中間前払金の額を減額できるものとする。

(中間前金払と部分払の選択の届出)

第13条 中間前金払と部分払の選択は、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（様式第1号）により行い、その後の変更は認めないものとする。

2 前項の規定により部分払を選択した工事については、中間前金払は行わないものとする。

(中間前払金の端数処理)

第14条 中間前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(債務負担行為等による契約における中間前金払の特則)

第15条 債務負担行為等により、工事の工期が複数年度にわたるときは、第12条中「工期」とあるのは「当該会計年度の工期」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(中間前金払に係る認定)

第16条 中間前金払を受けようとする者は、第12条第1項に規定する要件に該当することについて、中間前金払認定請求書（様式第2号）、工事履行報告書（様式第3号）、工程表等を町長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定請求があったときは、第12条第1項各号の要件を満たしているか審査を行う。この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、当該数値等の根拠となる資料の提出を求めることができるものとする。

3 町長は、前項の審査の結果を、中間前金払認定調書（様式第4号）により請求者に通知するものとする。

(中間前金払の請求)

第17条 中間前金払を受けようとする者は、保証証書及びその写しを中間前払金請求書に添

付し、当該契約所管課長に提出しなければならない。

- 2 中間前金払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、中間前金払を受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(中間前払金の支払)

第18条 中間前払金は、前条に規定する中間前払金請求書を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

- 2 中間前払金の支払は、中間前払金を受けようとする者が指定する預託金融機関（保証事業会社が預金の使途に関する監査業務を委託した金融機関をいう。）の中間前払金の専用口座に、口座振替の方法により行うものとする。

(支出命令書に添付すべき書類)

第19条 中間前金払に係る支出命令書には、中間前金払であることを表示し、第17条第1項に規定する請求書及び保証証書の原本（同条第2項に規定する措置を講じた場合にあつては、保証証書に記載すべき事項を記載した書面）を添付するものとする。

(中間前払金の変更等)

第20条 契約内容の変更により契約金額を増額した場合の当該増額分に係る中間前金払は、行わないものとする。

- 2 契約内容の変更により契約金額を減額した場合において、中間前金払を受けた者は、前払金の額と中間前払金の額の合計額が減額後の契約金額の10分の6を超えるときは、当該契約の変更に係る契約の締結の日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 3 前項の場合において、中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときの中間前払金の返還額は、町長が中間前払金を受けた者と協議して定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、中間前払金を受けた者に通知する。
- 4 前2項の規定により中間前払金を返還させたときは、中間前払金を受けた者に保証証書を変更させ、変更後の保証証書を提出させなければならない。
- 5 中間前払金を受けた者が第2項及び第3項の規定による超過額を返還しないときは、当該返還しない額について、その日数に応じ、遅延利息を請求することができる。
- 6 中間前払金の変更を伴わない工期を変更した場合において、中間前金払を受けた者はその旨を保証事業会社に直ちに通知しなければならない。

(中間前払金の調査)

第21条 町長は、中間前払金の使途について必要があると認められるときは、その状況を調査し、又は中間前払金を受けた者から報告を求めることができる。

(中間前払金の返還)

第22条 中間前払金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (2) 当該工事の契約を解除したとき。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月1日告示第64号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日告示第106号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日告示第25号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

新温泉町長 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

下記の工事について、（中間前金払・部分払）を選択したいので届出します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	新温泉町 地内
契 約 締 結 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

- (注) 1 中間前金払・部分払のどちらかを○で囲んでください。
2 契約締結後は選択の変更ができませんのでご注意ください。

様式第2号（第16条関係）

中間前金払認定請求書

年 月 日

新温泉町長 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

下記の工事について、中間前金払を受けたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	新温泉町 地内
契 約 締 結 日	年 月 日
契 約 金 額	¥
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
債務負担行為等	当該会計年度の出来高予定額 ¥ 当該会計年度の工期 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

- (注) 1 認定資料として、工事履行報告書及び工事の進捗状況が分かる工程表（任意様式）を添付してください。また、これらの資料以外の資料の提出を求めることがあります。
- 2 債務負担行為等により、工期が複数年度にわたるときは、債務負担行為等の欄に請求年月日の属する年度分の額等を記入してください。

様式第4号（第16条関係）

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工事番号	第 号
工事名	
工事場所	新温泉町 地内
契約締結日	年 月 日
契約金額	¥
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
債務負担行為等	当該会計年度の出来高予定額 ¥ 当該会計年度の工期 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	
<p>上記の工事について、その進捗を審査したところ、中間前金払をすることができる要件を 満たしている と認定する。 満たしていない</p>	
<p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>新温泉町長 印</p>	